

第 33 回総会議事録

(令和 5 年 3 月 24 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第33回総会 議事録	
日 時	令和5年3月24日（金）午後2時00分～午後16時30分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の土地の競（公）売買受適格証明について</p> <p>第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第11号議案 都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について</p> <p>第12号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて</p> <p>第13号議案 令和5年度活動目標の策定について</p> <p>第14号議案 令和6年度税制改正要望の意見取りまとめについて</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届け出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 農地法第43条第1項の規定による届出について</p> <p>第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した2月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 令和5年度生産緑地地区追加指定仮申出の受付案件について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>30番 許可</p> <p>31番 許可</p> <p>32番 許可</p> <p>33番 許可</p>

第2号議案

- 32番 許可相当
- 33番 許可相当
- 34番 許可相当
- 35番 許可相当

第3号議案

- 38番 許可相当
- 39番 許可相当

第4号議案

- 1番 証明発行相当

第5号議案

- 68番 証明交付
- 69番 証明交付
- 70番 証明交付
- 71番 証明交付

第6号議案

- 17番 証明交付

第7号議案

- 21番 利用確認

第8号議案

- 17番 証明交付
- 18番 証明交付
- 19番 証明交付

第9号議案

- 59番 協力
- 60番 協力
- 61番 協力
- 62番 協力

第10号議案

- 11番 承認

	<p>第11号議案 2番 決定</p> <p>第12号議案 決定</p> <p>第13号議案 決定</p> <p>第14号議案 決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第33回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号10番 大澤 博委員、11番 岡部 宏委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>30番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は自宅を中心に小山町に5筆、西八朔町に1筆農地を所有しています。</p> <p>いずれも農用地であり、露地野菜を中心に、果樹を栽培されています。</p> <p>今回、小山町に所有している農地が、恩田川流域の遊水地計画区域に含まれてしまい、将来手放さざるを得なくなりました。代替地を探していたところ、売買の話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯としての経営農地は約42a、取得後には約53aとなり、緑区の下限面積30aを超えています。譲受人の経営農地は全て良好に耕作されています。</p> <p>申請地は現在栗が栽培されており、取得後も引き続き栗の栽培を予定しています。</p> <p>通作距離についても車で1分と問題なく、徒歩でも容易に行き来できる距離です。申請者本人は年間150日程度従事しており、常時従事日数の観点から問題ありません。周辺との調和要件の点でも、地元で10年以上問題なく耕作を続けてこられた方なので、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>現地につきましては、地区担当の小島委員にもご意見いただき、綺麗に耕作されている方で問題ないとのことをご意見をいただいております。ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>30番について地区担当委員の小島委員の意見はいかがですか。</p>

小島委員	説明にあった通り、譲受人の耕作地は恩田川の遊水池の工事で埋没してしまいます。きれいに耕作されています。問題ないと思います。
議長	30 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、30 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、30 番は許可と決定します。 続いて、31 番について事務局から説明してください。
事務局	本件は、横浜農協が米麦乾燥施設等を設置するために、田奈農協の隣接農地を購入するものです。これについては、農地法第 3 条第 2 項のただし書き及び施行令第 2 条第 2 項第 1 号に、農地の権利移動の不許可の例外規定として「農業協同組合がその権利を取得しようとする農地を法人の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合」に該当します。 本計画については、地域の水利組合長に対しても説明済みです。譲受人の経営農地は全て良好に耕作されております。以上、農地法第 3 条第 2 項のただし書きに該当し、例外許可の要件を満たすと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	31 番について、地区担当の野路職代の意見はいかがですか。
野路委員	説明があった通り、8 年前に田奈農協が J A と統合し、構成員が増えるにつれライスセンターに求める役割や要求も増えたため、面積を広げるための計画です。
議長	31 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
森田推進委員	田奈農協の時からぜひ地主に譲ってほしいと計画されていたもので、田奈農協エリアの育苗を担ってくれます。
議長	他の委員の意見が無いようですので、31 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、31 番は許可と決定します。 続いて、32 番について事務局から説明してください。

事務局

32番と33番は関連案件のため、一緒に説明いたします。こちらの案件は、世帯内贈与の案件です。譲受人世帯は、港北区、都筑区、緑区で露地野菜を栽培されております。申請地も露地野菜畑として利用されており、今後もそのまま利用されるということです。世帯の経営面積は83aで、港北区の下限面積30aを超えています。譲受人本人は2人とも年間200日以上従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。農地は全て良好に耕作されており、通作距離及び周囲との調和要件についても現在の耕作地のため問題ありません。

以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、許可相当として考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

32番、33番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。

小山推進委員

先日現地を確認して良好に耕作されておりました。特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議長

32番、33番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、32番、33番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、32番、33番は許可と決定します。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。32番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者はお父様と農業経営を行ってききましたが、農地の維持管理が難しくなってきたり経営の縮小を考えておりました。今回は借受法人から賃借の申し入れがあったため転用するものです。借受法人は鶴見区に事業所がある建設業者です。今まで借りていた資材置場が売り上げの拡大、資材の増加によって手狭になり作業に危険が生じたり、効率が悪くなったりしているため新たな資材置場を探しておりました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に川向町公園と川向第二公園があります。

申請地は1571㎡の広さがあるため雨水浸透について道路局河川管理課、港北土木事務所と調整し、浸透トレンチ管を埋設し、隣接するU字溝と接続して雨水を処理することとしています。敷地内は砕石敷きです。北西北東の境界はH型鋼の土留めを設置し、西側は鋼板土留め、南側はコンクリートブロックを3段積みにして土砂流出を防ぎます。所有農地に違反はありません。現地は、地区担当の大塚委員に確認いただいております。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお

願いいたします。

議長 32 番について、大塚委員の意見はいかがですか。

大塚委員 前から計画を聞いていました。特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議長 32 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、32 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、32 番は許可相当と決定します。
続いて、33 番について事務局から説明してください。

事務局 申請者は小机町と鳥山町で農業経営を行ってきましたが、高齢化のため農業経営の縮小を考えていました。今回は借受法人から賃借の申し入れがあったため転用するものです。借受法人は川崎市に事業所がある運送業者です。今まで借りていた駐車場が開発区域に入ったため立ち退きを求められ新たな駐車場を探していました。申請地は申請者の小机町のお住まいから一番遠く効率が悪い場所です。借受法人が探していた土地の条件は川崎や東京方面へアクセスがよく 10 トントラックが通行できる前面道路がある 1000 m²程度の土地でしたが、賃借に応じてくれたのは申請地しかありませんでした。

立地基準は第 2 種農地です。市街化区域から 500 メートル以内に位置し、集団の農地には含まれません。南東側の農地との境界には土留め鋼板を新設します。南西側は用悪水路で境界付近は法面で落ちる形になっているため法上に土留め鋼板を新設します。西側は既設のブロックがあるのでそのまま使用します。大型のトラックが入るため北側の入り口部分を拡幅しスロープも広げます。入口にある U 字溝はトラックの重さに耐えられるようコンクリート厚蓋に変更することで土木事務所と調整しています。法面以外は前面砕石敷きで雨水浸透させます。所有農地に違反はありません。現地は、地区担当の大塚委員に確認いただいております。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 33 番について、大塚委員の意見はいかがですか。

大塚委員 特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議長 33 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、33番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、33番は許可相当と決定します。
続いて、34番について事務局から説明してください。

事務局 申請者は小机町に農地を持っていて利用権で周辺の農家に賃借しています。申請地も隣接地権者に貸していましたが隣接地権者も経営規模を縮小のため解約を検討していました。そこへ川向町にできた物流施設での仕事を請け負う市内の運送会社が駐車場として利用したいと申し出があったため転用します。

借受法人は旭区と緑区に駐車場を持っていますが、川向町での仕事に集中するため川向町から近くで駐車場を探していました。計画では旭区と緑区の駐車場を解約し、申請地に車を集約する予定です。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に小机町宮原公園と東本郷下田公園があります。

周囲は鋼板土留めを新設し、土砂流出を防ぎます。入り口部分は大きなトラックが入れるように入口の擁壁を一部撤去して拡幅し、スロープも作ります。地面は全面砂利敷きとし、雨水はそのまま浸透させます。所有農地に違反はありません。現地は、地区担当の大塚委員に確認いただいております。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 34番について、大塚委員の意見はいかがですか。

大塚委員 特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議長 34番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、34番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、34番は許可相当と決定します。
続いて、35番について事務局から説明してください。

事務局 申請者は高齢のため耕作が困難になってきており後継者もないため、申請地の有効活用を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。

借受法人は宅配事業を営んでいます。現在の駐車場が手狭である上に、新規に事業を受注するにあたり増車をする必要がでたため、業務効率を考え現在の駐車場を解約し、増車分と合わせて24台の車を一括で置くことを検討していました。本社営業所等から近く、幹線道路に面していて24台の車を置ける条件の土地を探していたところ、申請地が条件に合致しました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に新吉田医院と港北コスモス保育園があります。

敷地内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。出入口部分以外は鋼板を新設し囲います。出入口部分前面の歩道への車両の乗り入れについては、歩道の補強工事を自費工事で行う旨港北土木事務所と調整済みです。所有農地に違反はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 35番について、加藤委員の意見はいかがですか。

加藤委員 先日現地を確認しました。10年前は梨畑だったと思います。問題ないと考えます。

議長 35番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、35番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、35番は許可相当とし市に進達します。
続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。38番について、事務局から説明してください。

事務局 本申請による転用用途は、駐車場です。譲受人は川崎市及び横浜市に車両等を保管する土地を賃借していますが、うち1箇所について貸主から大型車両の移転を求められています。また、事業規模拡大に伴い事業車両の増車や従業員のマイカー通勤を可能にしたいと考えています。これら車両を置ける土地を探すため、現在の事業拠点から近く300坪ある土地を探していたところ、今回の申請地が見つかりました。

農地区分は第3種農地、500m以内に中川八幡山公園、中川なでしこ公園があり、前面道路に上・下水管があります。

敷地内は全面砂利敷きとし、雨水の自然浸透につとめます。

北側の宅地との境界は既存の隣地ブロック土留めがあります。東側の水路筆及び南西側の宅地との境界にはコンクリートブロック土留めを、南東側の雑種地との境界にはプレキャストコンクリート土留めを新設します。

出入口にあたる道路側溝に蓋掛け又はU字溝の交換工事を行うことについて都筑土木事務所に確認されています。

	申請地については、3月17日に吉野委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。
議長	38番について、吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	38番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、38番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、38番は許可相当とし市に進達します。 続いて、39番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は申請地のはす向かいで個人事業主として池田医院を開業していますが、診療所の老朽化に伴う建替えのため仮設診療所用地を探していたところ、診療所から非常に近く、土地の広さ等の条件に合致する土地は申請地しか無かったことから転用申請に至りました。 立地基準については第3種農地です。500m以内に池田医院と田奈小学校があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。 被害防除対策について、敷地内は転圧または砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。建物の雨水及び汚水は全面道路の公共管に接続し排水します。残農地との境界は、素掘り側溝または木柵にて縁切りし、農地との土の行き来を防ぎます。 本院完成後は農地へ復元する旨の誓約書が提出されています。 仮設建築物の建築許可については建築局建築指導課へ申請済です。 また譲渡人の所有農地で一部駐車場敷地となっているところについては「第5号議案農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の70番で申請受付済みです。 現地は地区担当の森田委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。
議長	39番について、森田推進委員の意見はいかがですか。
森田推進委員	譲渡人が懸念していたその他の譲渡人所有農地に影響が出ないよう転用することを条件に許可をお願いします。
事務局	その件については代理人を通して譲渡人と調整済みです。
議長	39番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、39 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、この後の第 5 号議案 70 番の証明交付を条件に 39 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第 4 号議案「農地法第 5 条の土地の競（公）売買受適格証明について」審議します。1 番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は東京国税局による公売が予定されています。公売の入札に際して、農地法第 5 条の買受適格者証明が必要となるため、入札を希望している願出人より証明願の提出がありました。

申請地は転用許可済みの土地との筆界未定地で、転用許可済みと思われる場所に住宅が建っています。この場合、本来、申請地の特定が必要ですが、通常、願出人は公売物件に立ち入ることができず、測量等の筆界特定作業ができません。その点を考慮し、横浜市は、買受適格者証明申請時には測量を求めず、筆界特定予定図の提出をすることとしています。ただし、売却決定後の農地法 5 条許可申請時までには、測量をした上で、現地の境界明示と筆界特定図面の提出をすることとしています。5 条許可申請時も、まだ申請地に立ち入ることはできませんが、願出人は土地所有者と交渉し、現在測量中です。測量に伴い、事業計画の変更がある場合は、許可申請時に再度、事業計画を提出します。

願出人は、中区桜木町一丁目に本店を置く、リフォーム工事や不動産仲介を行う法人です。現在、リフォーム工事を下請け会社に依頼していますが、受注増加に伴い自社で行うことになり、資材置場が必要なため申請するものです。申請地は、営業地域内であり、面積、形状等の条件を満たすため選定されました。

立地基準は第 3 種農地です。500m 以内に菅田町赤坂公園と鴨居第三公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。

被害防除について、敷地内は出入口と法面を除き砂利敷きとし、雨水を自然浸透させます。出入口は水勾配をつけたアスファルト舗装とし、前面道路側溝へ雨水を排出します。東、西、南側及び北側の一部の隣地境界にコンクリートブロック 2 段を設置します。

許可済みの土地にある住宅について、願出人代表取締役の自宅と願出人の法人の事務所および休憩所として使用可能であることを、建築局調整区域課に確認済みです。

以上、適格者証明発行相当として市へ進達したいと考えております。なお証明書発行後、落札され、今回の計画から大幅な変更がなく、農地法 5 条許可申請がなされた場合、審議は済んでいるため、市への再進達を行い、許可書が交付された後に総会で報告します。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長	1 番について、金子委員の意見はいかがですか。
金子委員	これといった問題点はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1 番について証明発行相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1 番は証明発行相当とし市に進達します。 続いて、第 5 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。68 番から 71 番までについて、事務局から説明してください。
事務局	68 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間、資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 69 番について、立地基準は第 3 種農地です。21 年間、建物敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 70 番について、立地基準は第 3 種農地です。14 年以上、共同住宅専用駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。 71 番について、立地基準は第 3 種農地です。11 年間、住宅敷地の一部として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。
議長	68 番から 71 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、68 番から 71 番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、68 番から 71 番までにつきまして証明交付とします。 第 3 号議案 39 番も許可相当として進達します。 続いて、第 6 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。 17 番について、事務局から説明してください。
事務局	当案件は令和 5 年 3 月 3 日に受付いたしました。3 月 23 日付で申請者から取り下げの申請を受けたため、今月総会では審議をしないことといたします。 理由としましては、3 月 22 日に地区担当の大立委員と三者立会を行い、その上で申請者本人から納税猶予除外部分について、もう一度検討したい旨の申し出を受け、翌日代理人から正式に 23 日付で証明発行の取下申請書を受領したからでございます。

以上のことから本件につきましては、今月総会では審議をしないことといたします。

議長 17 番について、地区担当大立委員の意見はありますか。

大立委員 23 日に現地で申請者と話をしました。申請者はちゃんと農業をやっている方です。除外範囲は肥料置場として使っている場所だったので、除外範囲を再検討することです。また次回以降に申請が来ると思います。

議長 続いて、第 7 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。21 番について、事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきまして、2 月 15 日に地区担当委員の坂田委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜を良好に耕作されていることを確認しております。

以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 21 番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員 現地を確認しました。農地としてよく利用されていることを確認しました。問題ないと思います。

議長 21 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
意見等が無いようですので、21 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、21 番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。
続いて、第 8 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。17 番について、事務局から説明してください。

事務局 令和 4 年 10 月 29 日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第 2 条第 1 項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 17 番について、地区担当の大立委員の意見はいかがですか。

大立委員 主たる従事者は同じ出荷組合だったのでよく知っています。願出人の息子さんも農業を続けている方です。問題ないと思います。

議長 17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、17番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、17番は証明交付と決定します。
続いて、18番について事務局から説明してください。

事務局 令和4年12月26日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 18番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。

関戸委員 願出人に電話でヒアリングを行い、令和4年の4月まで作業を続けていたことを確認しました。証明の発行に問題ないと思います。

議長 18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、18番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、18番は証明交付と決定します。
続いて、19番について事務局から説明してください。

事務局 令和5年1月21日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 19番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員 筆がたくさんありますが面積を見てわかる通り、市街地の中の農地です。すべて現地確認しましたがとてもよく管理されていました。発行の問題はないと思います。

議長 19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、19 番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、19 番は証明交付と決定します。
続いて、第 9 号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。59 番から 62 番までについて事務局から説明してください。

事務局 59 番から 62 番まで生産緑地指定から 30 年経過したことにより主たる従事者証明を発行せず、買取申出がされたものです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、4 月 5 日（水）を期限として事務局までご連絡ください。

議長 59 番から 62 番までについて、あっせんに協力します。
続いて、第 10 号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。11 番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は斜線の箇所、市街化調整区域の一角です。南側は開設者の自作地となります。

農園には南側の進入路から自作地を介して通行できますので、周辺への影響は軽微と思われます。

続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は 1 区画 140 m²で、4 区画を開設する計画です。

次に開設内容の説明をします。

- ・農園の名称：三森農園
- ・貸付期間：2 年間
- ・貸付けにかかる賃料：年間 5000 円／区画
- ・募集方法：現地に募集看板設置による公募
- ・申し込み方法：電話
- ・選考方法：先着順
- ・管理者：三森興産
- ・開園予定：令和 5 年 5 月 1 日

利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。

横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和 5 年 3 月 10 日に結んでおります。

	<p>現地は地区担当の大立委員に確認いただいております。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。</p>
議長	<p>11番について、地区担当の大立委員の意見はいかがですか。</p>
大立委員	<p>この案件について現状問題はないと考えています。適正に耕作される形が続いていくよう願います。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p>
森田推進委員	<p>農園の申請があると車で来園する方の問題があります。もちろん駐車場の設置は難しいと思いますが、耕作に必要な車を耕作に必要なスペースにとめるのは認めてもいいのではないのでしょうか。</p>
事務長	<p>農園の利用者の馬入れの利用を認めてもいいのではないかというご質問でしょうか。特定農地貸付法は耕作地しか認められていないので法的には難しいです。</p> <p>ただ、地域の中で調整できる範囲もあると思うのでその中で対応していただきたいです。</p>
議長	<p>11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、11番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、11番は承認と決定します。</p> <p>続いて、第11号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について」審議します。2番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本案件は、令和元年に計画認定され、令和3年に賃借権の設定期間の更新をしています。今回も令和3年同様、貸借期間の延長についてご審議いただきます。事業計画の変更の認定申請書にあるとおり、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの貸借期間を、令和7年3月31日までに変更するものです。</p> <p>申請者の事業計画の妥当性については、認定当初、総会で審議決定された内容と変更はありません。具体的には、事業の内容に関する基準について、円滑化法施行規則第3条第1号ハの(3)の地域特性に応じた作物の導入に該当することに変更ありません。農地法3条でいう農作業常時従事要件や地域との調和要件について、変わりなく満たしています。全部効率利用要件について、申請者は案内図にあるとおり、当該地近隣の神大寺二丁目に生産緑地を所有しており、菅田町、緑区鴨居町</p>

にも調整区域の農地を所有しています。いずれの経営農地も、キャベツなどの露地野菜を中心に全て良好に耕作されていることは確認済みです。

本案件は地区担当の鈴木委員に確認いただいております。
ご審議よろしく申し上げます。

議長	2番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	前見た時と同様によく耕作されています。
議長	2番について、意見、質問等がありますか。
小池委員	契約年数は2年と固定されているものなのでしょうか。
事務局	固定されていません。契約期間は両方で決定するものです。
小池委員	契約期間が長かった場合、耕作期間中に何か耕作状況を確認するものはありますか。
事務局	1年に1回、市に耕作状況を報告してもらっています。
議長	ほかに意見、質問等がありますか。 無いようですので2番については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番については決定とします。 続いて、第12号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」審議します。事務局から説明してください。
事務局	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）の国会可決により、農業委員会等に関する法律、以降「農業委員会法」と略します、についても一部改正されることとなりました。改正された農業委員会法は令和5年4月1日に施行されます。 農業委員会法の改正のうち、最適化活動指針の内容に関する部分は、一つ目に第7条第1項第2号の括弧書きである地域計画に関する事項の追加、二つ目に同じく第3号である最適化目標の評価方法に関する事項の追加になります。法改正によりこの2点を最適化活動指針に反映させる必要がありますので、このたび指針の修正を行います。 修正内容を順番にご説明します。指針第1項基本的な考え方について、担

い手への農地利用の集積・集約化に関し、地域計画に基づいた利用調整に取り組む必要があることを明記するよう修正します。本指針で定める内容に関して、目標の達成状況に対する評価方法等を追加するよう修正します。農業委員会法改正に伴い農林水産省による通知も改正されたため、最新の通知を参照するよう通知の日付や名称等を修正します。

指針第2項について、従来のタイトルは「具体的な目標及び推進方法」でしたが、評価方法を追加するよう修正します。遊休農地の発生防止・解消について、評価方法の項目を追加するよう修正します。遊休農地の割合や国の通知に基づき評価を行うとする内容です。また、評価方法以外の修正として、違反転用や遊休農地の確認の事項に関して、従来は「適宜」実施すると記載していたものを「日常的に」実施するに修正します。

担い手への農地利用の集積・集約化について、評価方法の項目を追加するよう修正します。農地の集積率や国の通知に基づき評価を行うとする内容です。また、評価方法以外の修正として、従来は「農地情報公開システム」と記載していた部分を「農業委員会サポートシステム」に修正するよう修正します。

新規参入の促進について、評価方法の項目を追加するよう修正します。新規参入者の数や国の通知に基づき評価を行うとする内容です。また、評価方法以外の修正として、新規参入者の補足説明の括弧書き内部に関して、従来は「法人を含む。」と記載していたものを「個人、法人」に修正します。

このたびの修正箇所は以上になります。なお、今回は法改正の内容を反映する修正ですが、令和5年度には神奈川県による農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の改正・横浜市による同基本構想の改正・当委員会の委員改選が予定されていますので、令和5年秋ごろ以降に再度、これらを反映する本指針の見直しを行う必要があることを申し添えます。

議長	第12号議案について、意見、質問等がありますか。
坂田委員	改正する部分を文書で説明されたのはわかりませんが、実際に委員活動にどのように具体的に影響が出てくるのか説明してもらいたいと思います。
事務局	わかりにくい部分があったと思うので今後座学研修で法律の改正の影響をテーマにすることなども検討したいと思います。 全国農業会議所の参考例をもととした修正です。最適化の行動は変わっていません。その評価方法が追加されただけです。
森田推進委員	3ページの委員の活動実績を公表するというのはどういうことですか。
事務局	皆さんが遊休農地の解消、農地の集約といった項目でどれだけ活動したか、そしてその結果農地がどの程度集約されたのかを報告するということです。

森田推進委員	遊休農地よりも農用地の資材置場の違反是正のほうが優先ではないでしょうか。
小山推進委員	当日に5ページの資料を渡されては理解しきれず、質問をすることは難しいです。重要度が高いのであれば事前に資料を送付して読んで疑問点をまとめてきてほしいと早めに依頼してほしいです。
坂田委員	遊休農地の解消や農地の集約については農業委員会の動きだけでなく、市の農政の動きが大きくかかわってくると思います。農政推進課や振興課がどのように考えているのかを説明してもらおう場を設けてほしいです。
栗原推進委員	農業委員会法の改正前と改正後の新旧対照表を手元に用意したうえで研修を行うのがいいと思います。
議長	意見はいろいろあると思いますが、第12号議案については決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第12号議案については決定とします。 続いて、第13号議案「令和5年度活動目標の策定について」審議します。事務局から説明してください。
事務局	<p>活動目標とは各農業委員会がその年にどのような活動を行うのか定め、公表しているものです。この総会では令和5年度の目標を設定したいと思います。農業委員会の情報は現状の数値を記入しています。農家の情報は農業センサスの情報をもとにしています。そのため例年変わる数字と変わらない数字があります。変化する数字としては認定農業者数が169名から157名、認定新規就農者数が12名から13名に変わっています。耕地面積は1595ヘクタールから1569ヘクタールに変わっています。</p> <p>次に農地の集積についてです。集積面積とは認定農業者と認定新規就農者が所有している農地の合計です。これを管内の農地面積で割ったものが集積率です。農地の集積についての目標ですが、今年度の新規集積面積1.6ヘクタールは新しく新規就農者が利用権設定するであろう面積を算出して記載しています。この面積を先ほど説明した管内農地面積、これまでの集積面積と合わせて算出し集積率2.9%を目標としています。</p> <p>次に遊休農地の解消についてです。令和4年度の現状の遊休農地の面積は0.03ヘクタールです。目標は昨年度と変わっていません。</p> <p>次に新規参入の促進についてです。現状には直近3年の実績を記入しています。目標は直近3年の権利移動面積の10%を新規参入者への貸し付けに充てると考え、3.5ヘクタールと設定しています。</p> <p>最後に最適化活動の目標です。農業委員の皆さんの活動日数にも目標が設定され</p>

ています。目標は月に3日と昨年と変わらない日数です。この3日は皆さんの今までの活動日数の平均を参考に算出しています。令和4年度の実績は2.5日ほどです。次に活動強化月間ですがこれも昨年と同じように9月10月1月を設定しています。最後に新規参入相談会への参加回数は1回です。

議長 第13号議案について、意見、質問等がありますか。

坂田委員 農業委員会法に総会前の委員に対する資料提示の期限は設定されていないのでしょうか。

事務局 おそらくないと思います。申請者に対する標準事務処理期間が設定されているため、そこから逆算して今のスケジュールになっています。

坂田委員 資料提示を早めることが難しいのであれば、今月は資料の説明、確認、そして来月に意見決定とすることも検討していいと思います。

小池委員 現在の申請の締め日の10日を5日に早めることで資料確認の時間を延ばすことはできないでしょうか。資料をもう少し吟味して議論する必要があると思います。

坂田委員 申請処理のタイミングがずれても業務量が減るわけではないと思います。

議長 いろいろ意見はあると思いますが、第13号議案については決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第13号議案については決定とします。
続いて、第14号議案「令和6年度税制改正要望の意見取りまとめについて」審議します。事務局から説明してください。

事務局 本件については、1月総会において委員の皆さまに税制改正及び施策予算に関する意見・要望を募集させていただきました。そして期限である2月総会までにご提出いただいた税制改正に関するご意見を事務局の方で取りまとめたものを本日席上配布させていただきました。

なお、本日までご審議いただき中央農業委員会として県農業会議に提出する税制改正要望についての意見内容が確定しましたら3月末までに提出します。

それでは順番にご説明いたします。

1 相続税贈与税関係の(1)です。こちらは大澤委員と平本委員からご意見ご要望をいただきました。

順番に読み上げます。

意見・要望事項、農地内にある農業関連施設を農地法上の農地として認めること理由、相続税納税猶予の除外地を農地として定義することによって、除外地にならないようにするため

以上が大澤委員からのご意見です。

続いて平本委員からのご意見としては、

農業を続ける場合、農業用倉庫、作業場、畜舎、温室、簡易トイレ、電柱は、相続税納税猶予制度の対象とすることを、御願います。

理由、農業を後継者につづけさせる為とされています。

以上2つの意見・要望事項については、これまで継続して要望してきた納税猶予制度の対象の拡充について要望しているものですので、お二人の意見をまとめたものを事務局案として作成させていただきましたので、こちらも読み上げさせていただきます。

意見・要望事項、農業経営を行う場合、農地内にある農業用倉庫、作業場、畜舎、簡易トイレ、無償貸借の電柱などの農業関連施設は、相続税納税猶予制度の対象とすること。

理由、現在、相続税納税猶予の除外物の判定基準として、「平成14年度の施設園芸用地等の取り扱いについて」を根拠としている。しかし、定義されている農作物の栽培に通常必要不可欠といえるものの範囲が狭すぎるため、是正を求めるものである。

特に農作業用倉庫は、農地法3条許可でも所有していることを前提に、許可基準の一つとして保有状況の記載を申請時に求めている。また簡易トイレも、設置をしないと使用の度に農地を離れなければならない、非常に非効率である。

農業を次世代に続けさせるため、これらの施設を除外物から外すよう従来の解釈の変更を強く求めるものである。

以上が事務局案です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

大澤委員から意見をお願いします。

大澤委員

10何年もこの要望をしているが現状は変わっていません。国税が農地の定義を農地法上の定義としてみていて除外地を決めているのであれば、逆に農地の見方を変えて除外施設を農地として試してみるのではどうだろうかと考え、この要望をあげています。

事務局

現在の除外の基準を緩和する案に加えて農地の定義の変更を希望する案をあげるということでしょうか。

大澤委員

そのとおりです。

坂田委員	租税特別措置法には農地に適応すると書いてあるだけで納税猶予の適応除外について細かくは書かれていません。除外物について現在の運用を決めている根拠は何か教えてほしいです。
新川推進委員	私も納税猶予を受けた際に国税局と除外物の現地確認をしましたが、除外の判断は厳しいとおっしゃっていました。法律を変えるよりも各農業委員会の運用を変えることはできないのでしょうか。
野路委員	市街化調整区域の農地では面積を算出したら除外してもらったほうがいいものもあると思います。
小池委員	国が決定している法律でも、政令、通達があつて解釈があるのであれば、自治体で判断できる余白次第で除外基準も変えられるのではないのでしょうか。
議長	そういった除外基準についての要望と大澤委員の農地の定義を広げることの要望をふたつあげることでよいでしょうか。
事務局	農地の定義の変更について農地法の定義を見直すのか、それとも租税特別措置法の定義を見直すのかどちらにしましょうか。
議長	農地法のほうがいいと思います。
事務局	それでは修正案を作成して大澤委員、角田会長に案を確認いただいて提出するというところでよろしいでしょうか。
議長	では、この二つの要望をあげる形で賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	では、こちら二つの要望をあげていきます。 続いての要望の説明をお願いします。
事務局	続いて、1相続税贈与税関係の(2)です。こちらは岡部委員と金子委員からご意見ご要望をいただきました。 読み上げます。 意見・要望事項、相続税の納税猶予の特例を適用したときは、3年ごとに税務署へ継続の届け出をしなければならないとなっているが、相続人の軽減と事務の簡素化を考慮して5年ごとに変更しても問題ないとする。 理由、法改正により、20年納税猶予から終身に改正されたことも考慮して、相続人の負担軽減を配慮しても特に問題は無いと考えるため。 以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	何かご質問はありますか。ないようですのでそれではこの要望をあげることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	それではこちらの要望もあげていきます。 次の要望の説明をお願いします。
事務局	<p>続いて、</p> <p>2 地方税関係の(1)です。こちらは小山推進委員からご意見ご要望をいただきました。</p> <p>読み上げます。</p>
	<p>意見・要望事項、生産緑地指定していない、市街化区域内の農地の固定資産税の優遇措置を引き上げて欲しい</p> <p>理由、いろいろな事情により、すべての市街化区域内農地を生産緑地指定する事はできない。固定資産税が高すぎるので抑えたい。</p> <p>こちらが小山推進委員からのご意見です。</p>
	<p>こちらの理由につきましては、事務局の方で事前に小山推進委員にヒアリングをさせていただき、より具体的に要望事項が伝わるよう事務局のほうで案を作成させていただきました。</p>
	<p>読み上げますと、市街化区域内の農地の中には、良好に耕作されているにもかかわらず、面積の要件など条件に満たず生産緑地に指定できない土地が存在する。そのような場所は宅地並みの課税になるため、事実上手放さざるを得ない実情がある。</p> <p>そのため、一定期間耕作するなど条件をつけた上で、固定資産税を減免する新たな制度を作ってほしい。また、生産緑地の指定、解除の手続きを簡略化してほしいという意見もいただいておりますが、そちらは施策予算要望としてあげる予定です。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
内田推進委員	生産緑地に指定していない農地をきちんと耕作していると固定資産税は3分の1から6分の1になると聞いたことがあります。
議長	そのほか質問はありますか。 ないようですので、この要望をあげることに賛成する方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	<p>それではこの要望もあげていきます。 以上で第 14 号議案について決定します。</p> <p>以上で、議事については終了しましたので、報告事項第 1 号から第 9 号について、野路委員お願いします。</p>
野路委員	報告事項第 1 号から第 8 号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第 1 号から第 8 号まで、議案書のとおり一括報告。
野路委員	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第 1 号から第 8 号までを了承とします。 これをもちまして、第 33 回総会を終了します。</p> <p>(午後 4 時 30 分閉会)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 5 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和5年3月24日開催 第33回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	議事録署名人
11	岡部弘		出席	議事録署名人
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		出席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		欠席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		出席	
7	根本栄治		欠席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		欠席	
10	内田□一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		出席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし